

費用対効果に配慮した税分野への番号制度導入のあり方

山崎大輔



CONTENTS

- I 税制課題における番号制度の意義
- II 海外事例による示唆
- III 番号制度導入の影響と提言

要約

- 1 わが国の個人所得税制をめぐる、「金融所得一体課税」と「給付付き税額控除」の導入が検討されている。いずれも税務当局による個人別の収入・資産の正確な情報把握が課題となるが、「番号制度」の導入によりその正確性を高めることが可能である。
- 2 番号制度を導入している諸外国では、正確な収入の把握に番号を役立てている。番号を利用する範囲や方法は各国で異なり、既存の税制や納税習慣に合わせて全体が設計されている。また、納税者や企業が番号制度から受けるベネフィット（利便性）にも配慮し、税務の仕組み全体に対するステークホルダー（納税者・企業）の理解を高めている。
- 3 一方、番号制度の導入は、100%正確な個人情報の把握を保証するものではない。諸外国の事例でも、正確性を無条件に追求しているのではなく、一部の収入情報は納税者の申告ベースであるなど、妥協点を見出している。
- 4 わが国の税制改革および番号制度の導入・活用に向けては、①わが国の制度・習慣や仕組みに適合した税制および制度とすること、②個人情報の正確性追求にかかるコストと政策的効果のバランスに配慮すること、③ステークホルダーにベネフィットが及ぶ仕組みとすること——が重要な視点である。
- 5 上述の制度改革をわが国で実施した場合、多数の預金口座を抱える銀行の業務負担がとりわけ増す可能性が高い。銀行の業務負担に配慮し、可能なかぎり銀行の業務効率化に寄与する仕組みを検討すべきである。

I 税制課題における番号制度の意義

個人所得税制をめぐる大きな改革として、ここ数年、「金融所得一体課税」と「給付付き税額控除」についての検討が、税制調査会やその他の会議で進められている。税制改正をめぐる議論は幅広いが、そのなかから本稿では、上述の2つの抜本的な制度改革について、主に番号制度との関係を中心に論じる。

1 金融資産の効率的な活用を可能とする「金融所得一体課税」、低所得者のメリットを高める「給付付き税額控除」

(1) 金融所得一体課税

金融所得一体課税とは、株式の譲渡益、配当、公社債の利子、譲渡益、償還益、預貯金の利子などさまざまな金融所得の損益通算を可能とし、同一の税率で課税する制度である(図1)。今後の改革の方向性として「平成22年度税制改正大綱——納税者主権の確立へ向けて」(以下、「税制改正大綱」)では、「当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます」と記されている。

現行のわが国の金融所得税制では、金融商品およびそこから生み出される所得類型により課税の方法が異なっている。たとえば、預貯金や公社債の利子所得は税率20%の源泉分離課税方式で徴収されるのに対して、株式の譲渡益は申告分離課税(もしくは特定口座を活用した源泉徴収により申告不要)方式が採

用されている。

このような課税方式の違いとともに、損益通算が可能な金融所得の範囲も限定されている。現行制度では、上場株式等(株式投資信託等特定口座の対象商品を含む)や不動産投資信託(REIT)の譲渡損益と配当を通算することは可能であるが、預貯金・公社債・外貨建金融商品から生じる利子所得の通算はできない。

金融所得に幅広い損益通算を認めることは、貯蓄から投資へと、家計金融資産の効率的な活用を可能とする。すなわち、たとえば株式の売却損と預貯金の利子とを通算可能とすると、現状では利子にかかっている税額が軽減される(場合によってはゼロになる)ため、その分、株式の売却損が実質的には減ることに等しくなり、家計がよりリスクを取り

図1 金融所得一体課税で想定される通算範囲

金融商品	利益の種類	現行の特定口座による通算範囲
上場株式等 (株式投資信託等を含む)	譲渡益、配当	
不動産投資信託(REIT)	譲渡益、分配金	
公社債	譲渡益、償還益、利子	
公社債投資信託	解約・償還益、分配金、譲渡益	
預貯金(定期)	利子	
預貯金(普通・通常)	利子	
外貨預金	為替差益、利子	
その他 (デリバティブ(金融派生商品)、 ファンドなど)		

注) あくまで対象範囲の可能性を示すもの。特に「その他」には幅広い金融商品が含まれる。決定は今後の議論に委ねられている
出所) 金融税制研究会「金融所得一体課税——個人金融資産1,500兆円の活用に向けて」(2008年10月)より作成

やすい環境を整えることに寄与する。また、金融商品や所得類型による課税方式の違いを排除することで、税制の中立性を高めることにも結びつく^{注1}。

(2) 給付付き税額控除

次に給付付き税額控除は、給与所得を含む個人所得全般の再分配機能を高めるために、特に民主党政権下で強調されている政策である。税額控除額が所得税額を上回る場合に、控除しきれない額を現金で給付する制度で、低所得者にメリットが大きい。「税制改正大綱」では方向性として、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」の移行を打ち出しており、そのためには「社会保障制度と税制の一体的な改革が必要である」としている。

すなわち、現行の税制は所得控除を基本とした所得再分配が中心であるが、収入から同額の所得控除（たとえば扶養控除の38万円）をした場合、限界税率の高い高所得者ほどメリットが大きい。「税制改正大綱」には、これを一律の税額控除を基本とした制度に改正し、給付付き税額控除も含めて低所得者のメリットを高めていくねらいがある。

2 個人の収入・資産把握と番号制度

前節で述べた金融所得一体課税、および給付付き税額控除を導入する場合、いずれも個人別の収入・資産の正確な情報を、税務当局がいかに把握していくかが課題となる。その際、金融所得一体課税では、金融機関で一律源泉分離課税されている預貯金の利子所得等を個人別に分割し、株式の売買損益等と通算できるようにする必要がある。また、給付付

き税額控除を実現するうえでは、ある個人が給付対象条件を満たす低所得者であることを確認するために、当該個人のあらゆる収入・資産を税務当局が総合的に把握できる必要がある。

個人別の収入・資産をどの程度の正確さで把握できるかは今後の制度設計しだいであるが、差し当たり有効な手段として考えられているのが、「番号制度」の導入である。金融収入のみならず、給与収入や金融資産・不動産等の資産を個人別に正確に把握するには、個人名寄せキーとして個人別の番号があれば便利である。「税制改正大綱」では、納税環境整備のなかの一項目として、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めることが記されている。

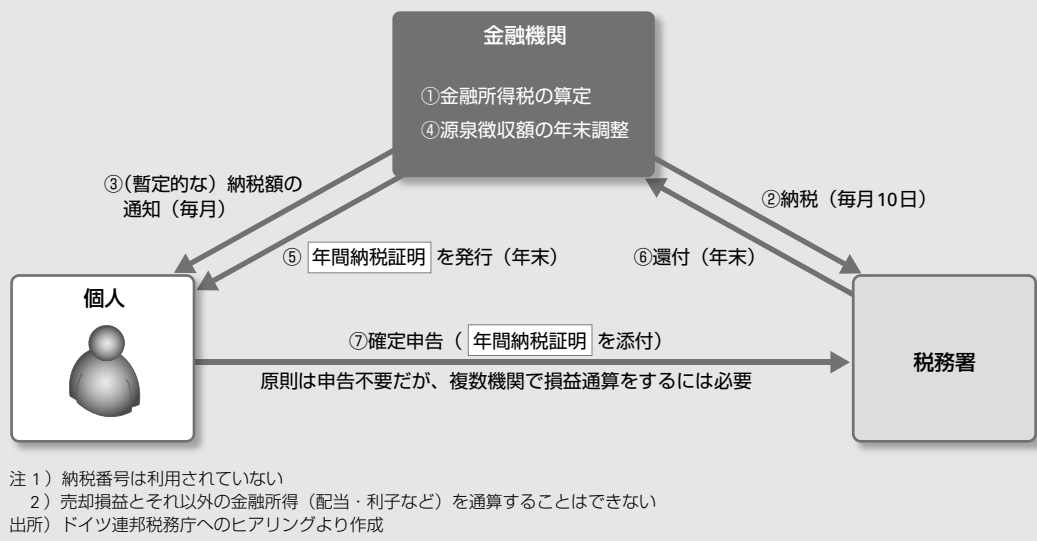
なお、番号制度の対象は、一般の個人に加えて個人事業主も含めて考えることができる。番号を利用することで、個人事業主についても金融をはじめ、税務当局による所得の捕捉が容易になる。ただし、個人事業主の「経費」は、番号を利用したからといって正確な捕捉がすぐ可能になるわけではない。すなわち、個人事業主の課税所得の捕捉率向上という過去からの課題には、番号制度が大きく貢献できるわけではないといえる。

国家戦略室の「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」が2010年6月に発表した「中間取りまとめ」のなかでは、税分野を含めた番号制度の適用範囲の考え方として、

- ドイツ型（税務分野のみで利用）
- 米国型（税務＋社会保障分野で利用）
- スウェーデン型（幅広い行政分野で利用）

——の3つの類型を挙げている。

図2 ドイツの金融所得税に関する税務の流れ



野村総合研究所(NRI)では税分野を中心に、これら3カ国の番号制度の活用状況を調査した。以下では、これら3カ国の税分野で番号制度がいかに活用されているかを整理し、わが国への示唆をまとめることとする。

Ⅱ 海外事例による示唆

1 税分野でのドイツ、米国、スウェーデンの番号の適用

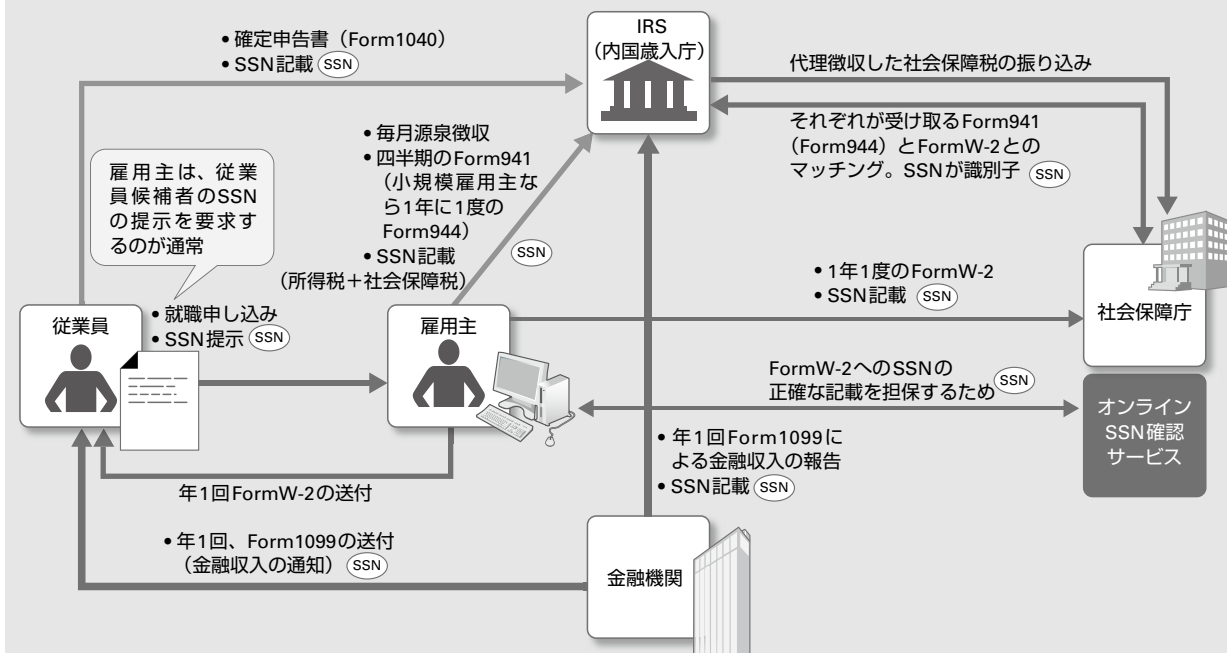
(1) 所得税は申告不要を原則とするドイツ

ドイツの納税番号は、税分野のみに利用できる。この納税番号は、従来より各地区の税務署単位で付番されてきたが、納税者が転居し、移転先の税務署で新しい納税番号を取得した場合、1納税者に2つの番号が与えられてしまうなどの不都合が生じていた。そのため2007年から、連邦税務庁の主導により、1納税者に永久不変の新しい納税番号を付番する作業が続いている。

ドイツの納税番号は個人の給与所得等の税務では利用されているが、金融所得では利用されておらず、「今後も利用の予定はない」(連邦税務庁)とのことである。給与所得税は原則として、雇用主が給与支給時に源泉徴収する。また、雇用主は管轄税務署に対して年1回、個人別の納税番号を記載した「年間給与明細書」を送付する義務を負う。税務署は、納税者から確定申告があった場合には納税番号をキーに年間給与証明書を突合する。

一方、金融所得の税務は、まず金融機関の各支店が金融所得税額を一律源泉徴収の形で算定し、毎月10日に管轄税務署へ納税する。この納税に際して金融機関は各個人に対し、(暫定的な)納税額を毎月通知する。そして年末には源泉徴収した税額を調整し、還付が必要な個人は金融機関を通じて実施する。同時に金融機関は個人に「年間納税証明書」を送付する。このようにドイツでは、金融所得税に関しては金融機関を通じた納税プロセスで完結しており、原則として申告は不要であ

図3 米国のSSN（社会保障番号）を利用した税務の流れ



注) Form941：四半期納税報告書、Form944：年間納税報告書、Form1099：金融収入報告書、FormW-2：年間の納税報告書
出所) 内国歳入庁（IRS）および社会保障庁へのヒアリングより作成

る（前ページの図2）。

ただし、複数の金融機関の間で損益通算をする場合は、個人は確定申告をしなければならない。この場合は、金融機関から送付された年間納税証明書を複数添付する必要がある。また、納税者が低所得者で、金融所得と他の所得とを合算した総合課税の所得課税の税率が25%以下になる場合には、確定申告により総合課税の低い税率を受けることができる。

(2) 社会保障番号の活用と申告総合課税がベースの米国

米国では、個人を識別する番号として、社会保障庁が発行する社会保障番号（以下、SSN）が幅広い分野で利用されている。SSNは、

①個人の誕生時に親の承諾を得て病院が申

請

②扶養控除を受ける前提として親が申請

③本人が職を得る前提として自ら申請（外国人がビザを得た後に取得する場合を含む）

——のいずれかの申請により取得でき、個人にユニーク（一意）な番号として税務にも活用されている。

次に米国での個人の給与所得税および金融所得税の業務の流れを述べる（図3）。給与所得税のうち連邦税分については、雇用主が毎月源泉徴収し、内国歳入庁（以下、IRS）に納税する。その際は付属書類に個人のSSNを記載する。また、雇用主は四半期に一度、「四半期納税報告書（Form941）」をIRSに送付するが、同報告書にもSSNを記載する（ただし、源泉徴収額が1000ドル未満の小規模雇

表1 米国の給付付き税額控除制度導入事例

制度名	Earned Income Tax Credit (EITC：勤労所得税額控除)	Child Tax Credit (CTC：児童税額控除)
適用件数	約2,500万（2008年）	約2,529万（2008年）
導入の目的	- 低所得者に対する社会保障税の負担軽減 - 勤労意欲の向上	子どもを養育する家庭（特に中所得世帯）の負担軽減
対象者（適応条件）	低所得勤労者（投資所得が3,100ドルを超える者は対象外）	17歳未満の子どもを養育する低所得者
給付の仕組み	税額から控除（控除しきれない額を給付）	
執行機関	IRS	
給付額	- 平均授与額は約2,063ドル - 夫婦子ども2人の場合、勤労所得の40%（上限5,028ドル） - 勤労所得が一定額を超えると減額	- 子ども1人当たり原則1,000ドル - 所得が一定額を超えると減額

出所）内国歳入庁および旧税制調査会の「海外調査報告書」より作成

用主の場合は、1年に1度の報告でよい）。雇用主は給与所得税の連邦税分とともに社会保障税もまとめて源泉徴収し、IRSへ納付する。社会保障庁に対しては、雇用主は1年に1度、「年間の納税報告書（FormW-2）」を送付する。その際もSSNの記載が義務づけられている。このFormW-2は雇用主から個人へも送付される。

金融所得税については、金融機関が毎年1月31日までに個人の前年の金融収入をIRSに報告する。報告の書式は「Form1099」と呼ばれ、株式の売買益や預貯金の利子など、所得の種類により書式が異なる。Form1099には個人のSSNが記載され、同時に個人にも送付される。

個人は最終的に、「確定申告書（Form1040）」にSSNを記載し、これに雇用主から送られるFormW-2および金融機関から送られるForm1099を添えて、毎年4月半ばまでにIRSへ提出する。その際は、金融所得とその他の所得を合算して税率を適用する総合課税が原則となっている（ただし、配当所得お

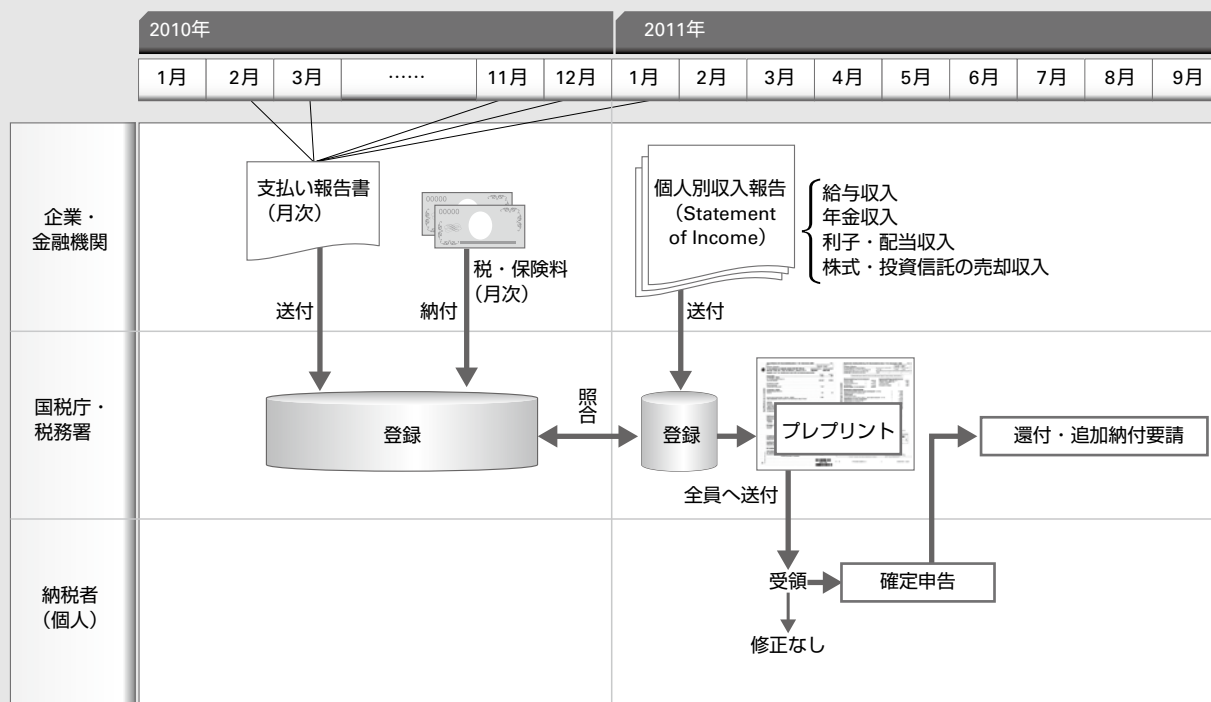
び株式の売買益に対する連邦税については、所得条件に応じて、例外的に異なる税率が適用される）。

確定申告に際しては、所得税額が税額控除額を下回った場合、その差額を個人に給付する給付付き税額控除が適用される（表1）。同控除には、低所得者に対する負担軽減を目的とした「勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit：EITC）」と、子どもを養育する世帯の支援を目的とした「児童税額控除（Child Tax Credit：CTC）」の主に2種類がある。いずれも所得水準と親子関係の条件により、給付の有無や金額の多寡が変わる。したがって、SSNを利用した個人収入の正確な把握をIRSが行い、申告の適正性を判断できることが前提となっている。

（3）納税額を記した確定申告書が事前送付されるスウェーデン

スウェーデンでは、住民登録に基づく個人番号（Personnummer）が、税務を含む行政分野および民間分野で幅広く使われている。

図4 スウェーデンの税務手続きの流れ



注) プレプリント：所得税額があらかじめ印刷された確定申告書
出所) スウェーデン国税庁 (Skatteverket) へのヒアリングおよび資料より作成

住民登録の管轄は国税庁で、原則として出生時に全国民に対して個人番号が付番される。すなわち、国税庁が住民登録と課税情報の両方のデータベースを保有しているのである。

スウェーデンにおける金融所得税と給与所得税とはほぼ同じ業務の流れである (図4)。個人番号の利用方法も同じである。雇用主は従業員への給与支給額、金融機関は個人の金融収入に基づき、国税庁に毎月所得税を納付し、同時に税金の支払い報告書を同庁に送付する。なお、この毎月の税務は一律源泉徴収であり、個人別の収入・税額等は報告しない。

個人番号は年1回個人別収入を報告する際に利用される。毎年2月1日までに雇用主は従業員の、金融機関は個人の個人別収入報告

(Statement of Income) を国税庁に送付するが、そこに個人番号が記載されて個人の識別に利用されるのである。

個人別収入報告を受け取った国税庁は、所得税額を個人別に計算する。その際の個人名寄せのキーとして個人番号が利用されている。計算した時点で徴収超過があれば、その超過分は雇用主または金融機関に還付される。毎年2月から3月にかけて、国税庁は、計算された所得税を確定申告書にあらかじめ印刷 (プレプリント) し、個々の納税者に事前に送付する。納税者はそれを確認し、修正が必要であれば収入証明書等を添えて確定申告する。国税庁によれば、プレプリントは、「納税者の利便性向上と課税の公平性・納得性の確保に貢献している」という。

このような所得税のプレプリントを実現するには、税務当局が納税者の収入情報を正確に把握していることが前提となるが、すべての収入情報を把握できるわけではない。たとえば金融機関から報告を受ける金融収入情報では、利子・配当額と、その元になった金融商品の種類・金額については正確な情報を得られるが、株式の売買損益は把握していない（実際は売却金額のみの報告で、購入額は報告されない）。したがって、株式の売買益を含めた金融所得税の徴収は確定申告に依存している。ほかに不動産の売買益も確定申告時に課税される仕組みとなっている。

2 わが国への適用に向けた示唆

個人の納税手続きと番号の利用に関するドイツ、米国、スウェーデンの3カ国の事例から得られる示唆は、

- ①金融機関からの報告に際しての適用に違い
 - ②現実的な正確性レベルの実現（費用対効果との見合い）
 - ③国民・民間企業のベネフィット（利便性）への配慮
- の3点にまとめられる。

(1) 金融機関からの報告に際しての適用に違い

各国は、それぞれの税制の実情に合わせて番号の利用場面や利用方法を選択している。特に金融所得の税務においてその違いは顕著である。たとえばドイツでは、納税番号が導入されているものの、金融所得税の業務には利用されていない。これは申告不要を金融所得税制の原則としており、金融機関が通常利

用している口座番号等を利用すれば税務には十分事足りるためであると推測できる。

一方、確定申告をベースとする米国では、金融機関からのIRSへの報告にSSNを記載することで、確定申告時の個人情報の効率的な突合が可能となる。スウェーデンでは、国税庁が金融収入を把握して所得税の算定とそれを納税者にプレプリントを送付するうえで、個人番号を利用した個人名寄せはほぼ必須となっている。

税制の特徴に配慮した番号の活用を指向することで、受け入れられやすく、かつ効率的な税務の仕組みが構築できる。

(2) 現実的な正確性レベルの実現（費用対効果との見合い）

収入の把握に番号が役立つことは間違いなが、番号を利用すれば100%正確な収入情報を把握できるわけではない。実際、各国の事例を見ても、その正確性には妥協点を見出している。収入情報の正確性の追求とそのためにかかるコストとのバランスを考慮した結果、現状のような制度や仕組みに落ち着いたと考えられる。たとえばスウェーデンでは、国税庁が所得税のプレプリントを導入しているものの、株式売買益や不動産売買益などの正確な把握は困難であるため、この部分は確定申告に依存する。

米国が導入している給付付き税額控除では不正受給や未受給（給付を受ける権利はあるが申告しない）の問題は解決されておらず、構築するのが難しい制度である。本来この制度を的確に運用するには、給付申請者が諸要件を満たした、いわゆるワーキングプアであることを正確に判断できなければならない。

そのためには申請者の所得水準と家族構成のみならず、資産の保有状況も正確に把握する必要がある。しかし、現実には資産の把握は難しいため、IRSでは金融収入情報を元に、「一定程度の金融収入があれば一定以上の資産がある」との推測から、電子的詐欺発見システム（Electronic Fraud Detection System）を利用している。こうした現実的な対応を図りつつ、費用対効果を考慮しながら不正受給等の問題に対処している。

（3）国民・民間企業のベネフィットへの配慮

番号を利用した税務の仕組みがスムーズに回っている一因として、国民や民間企業（事業主、金融機関等）に対するベネフィットが考慮されていることがある。

スウェーデンの確定申告書のプレプリントなどは、国民のベネフィットを高める典型的な事例である。特に金融機関は、全顧客の金融収入情報を税務当局に報告する義務があり、多大な業務負担を負っている一方で、番号制度を通じたベネフィットを享受している。

たとえば、スウェーデンの金融機関は、顧客の住所確認の際に個人番号を利用する。国税庁が保有する個人情報からは、氏名・住所・収入は原則無料で照会・入手が可能であり、業務の効率化に役立っている。さらに、国税庁の関連機関であるSPAR（Statens personadressregister、直訳するとスウェーデン人口・住所登録機関）に依頼すれば、自社の顧客かどうかを問わず、年齢・収入など一定条件で抽出した個人の氏名・住所のリストを入手することも可能である。

また、米国では、個人のクレジット履歴が

SSNをキーとして民間の信用情報機関に蓄積されており、金融機関の与信業務の効率化に寄与している。

Ⅲ 番号制度導入の影響と提言

海外事例の示唆から、以下に、わが国の税分野における番号制度の導入に向けた課題と対応案を述べる。

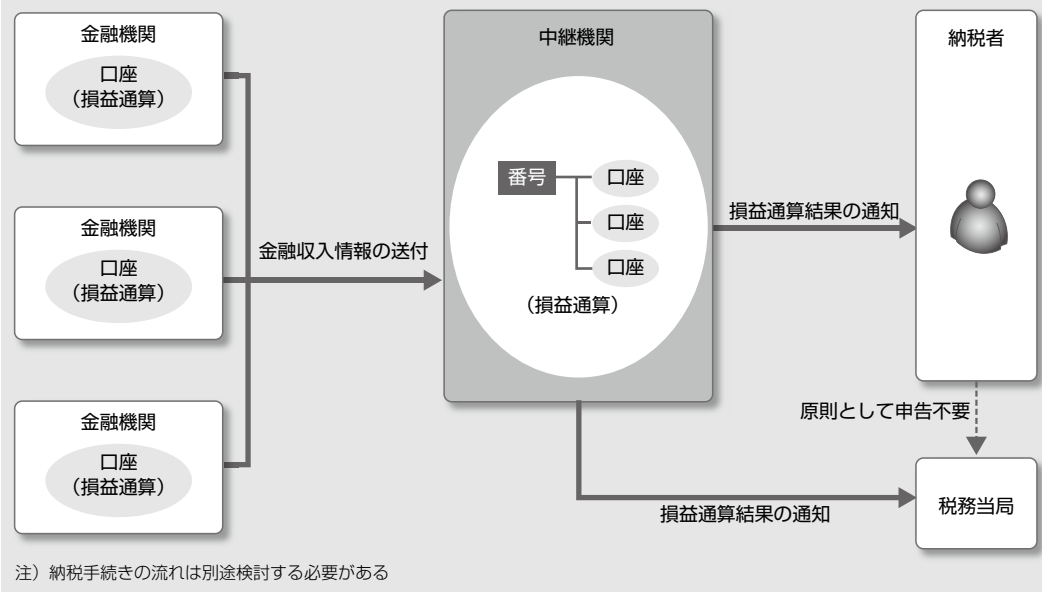
1 納税者・金融機関の負担軽減に配慮した仕組みの導入

今後わが国は、金融所得一体課税や給付付き税額控除をはじめとする税制の設計を、番号の利用とからめて検討していく必要があるが、それは、納税者である個人や雇用主・金融機関の負担が著しく増えるようなことのない仕組みとすべきである。個人（特に給与所得者）に関しては、現行の税制では源泉徴収を主体とする申告不要の仕組みが中心である。原則としてそれを維持するほうが、国民の負担は少なく混乱も避けられるであろう。

一方、今回、想定されている税制改正の実現に向けて負担増大の可能性が最も高いのが銀行である。預金口座の数は膨大であるが、その利子所得への課税は、現状は一律源泉徴収だけで、個人別に集計し、ステートメント（計算書）等を送付する仕組みはない。金融所得一体課税、給付付き税額控除を実現するにはいずれも、個人別の利子収入を金融機関から顧客および税務当局に定期報告する必要があるが生じる。

これらをどうクリアしていくかは今後の課題であるが、一つのアイデアとして、「特定口座」の仕組みの利用が考えられる。特定口

図5 金融所得一体課税にかかわる情報連携の仕組みのイメージ



座とは、上場株式等（株式のほか、株式投資信託、REITなどを含む）の配当・売買益に関して、顧客の申請に基づき申告不要を選択できる制度で、証券会社を中心に普及している。特に株式の売買益の把握と配当所得が申告不要で可能となる点は、海外にも見られない優れた制度であり、わが国の実情に合っている。金融所得一体課税の大きなねらいは上場株式等の売買益と預貯金の利子所得との通算であるため、番号制度導入に向けた最初のステップとしては、この特定口座を銀行の預金利子にも適用していくことが考えられる。

特定口座が適用できれば、1つの金融機関内での金融収入の把握と通算は可能となるが、複数の金融機関の間での通算をどうするかという問題は残る。

ドイツ、米国、スウェーデンは、いずれも確定申告を通じてのみ複数の金融機関での損益通算が可能となる。わが国でも確定申告を原則とする方法もあるが、国民および税務署

等の負担が増大する。特にわが国では、預金は銀行、上場株式等は証券会社がそれぞれ多くの口座を抱えるため、複数の金融機関をまたぐ損益通算による業務負担の影響は大きい。申告不要の仕組みを効率的につくる方策が必要となる可能性が高い。

たとえば、複数の金融機関の口座情報を連結・集計する「中継機関」のようなものが考えられる（図5）。類似の事例としては、確定拠出年金分野での運営管理機関がある。同機関では、複数の金融機関や企業にまたがる確定拠出年金の個人情報、年金加入者ごとに集計して記録を管理するという役割を担っている。このような既存の仕組みを利用することも含め、効率的な税務の仕組みを検討すべきである。

なお、特定口座はあくまで1つの金融機関内の仕組みなので、内部で用いている口座番号等を利用すれば納税のための番号は特に必要としない。しかし中継機関で個人別の損益

表2 わが国の金融機関における番号制度活用アイデア

	概要	メリット	課題
住所変更・住所確認	- 政府が構築した全国規模での住所名寄せデータベースを共有 - 住所変更情報を自動的に金融機関へ送信、あるいは金融機関での住所確認業務に活用	住所変更・住所確認の業務の簡略化、および住所変更手続きの網羅性の向上	プライバシーの問題への対応（通知対象範囲の設定など）
本人確認	番号を記載した本人確認可能なカードを発行し、確認業務に利用。ICカード化により、オンライン手続きでの認証に利用することも可能	全国民が保有することにより、カード提示による本人確認の精度が向上	金融機関のメリットが小さい可能性（従来の本人確認書類による手続きと本質的には同じ）
信用審査	金融機関および信用情報機関での名寄せに番号を利用	名寄せの精度向上（同一人物の判定、残高情報の集計が容易に）	- プライバシーの問題での拒否反応が大きくなるおそれ - 制度として利用範囲が制限されるおそれ（目的外利用の制限）
税公金収納業務の効率化	番号を利用することで、地方自治体の税公金収納業務の標準化および電子化を推進	税公金収納業務における紙の処理が減少し、効率化に寄与	全国の地方自治体での取り組み（政府による主導が必要）

を通算する際には、その名寄せのキーとして番号があったほうが効率的である。また、申告不要を原則としつつも、ドイツのように収入が少ない場合には確定申告をすることのメリットを与える（総合課税の考え方）方法も考えられる。これには納税者意識の向上や低所得者向け政策の選択肢の確保といったメリットがあり、この場合、確定申告時の収入の突合に番号は必須である。

以上のアイデアを組み合わせれば、わが国らしい納税の仕組みと番号の活用が実現できると考えられる。

2 現実的な正確性レベルの実現

海外事例で説明したとおり、収入情報の正確な把握に番号は役立つものの、必ずしも100%正確な情報を把握できるわけではない。各国は、情報を把握するための仕組みを構築するコストと、その政策的効果（徴税率のアップ、業務の効率化など）の双方を勘案

し、最終的な制度と業務設計をしている。実際、一部の情報は納税者の申告に依存していたり、収入情報から保有資産額を推定していたりする例が見られるのは前述のとおりである。

わが国の金融所得一体課税、給付付き税額控除の制度を考えていくうえでも、収入・資産情報の把握をどこまで正確に追求していくべきか、その仕組みを構築するコストとその政策的効果を見たうえで決めていく必要がある。場合によっては、申告や推定に基づく仕組みも併用しながら、費用対効果の見合う制度に落ち着かせる必要がある。

3 民間のベネフィットへの配慮

番号を活用した新しい税制に対する理解を高めるには、ステークホルダー（納税者・企業）のベネフィットを考慮した制度・仕組みとしていくことが有効である。前述したとおり、特に今回想定されている税制改正が実現

した場合、多数の預金口座を抱える銀行の負担が大きく増える。番号制度導入後の税務全体の仕組みを考えるなかでは、銀行の業務効率化や利益拡大に寄与するメリットをビルトイン（組み入れる）することが望まれる。

海外の事例にも見られるように、たとえば番号と住所情報の官民での共用が認められれば、銀行での顧客の住所情報確認や住所変更業務は効率化する。また、番号の利用が認められれば、信用審査などに際しての個人名寄せ業務の効率化と精度向上に寄与する。番号およびそれに紐づく個人情報の共用については、その状況を監視する第三者機関の設置など、個人情報保護の十分な対策を前提にして、一定の利用を民間でも可能とする柔軟な法制度の運用を期待するところである（表2）。

さらに、銀行が受けるメリットの可能性を

幅広い視点で考えていくべきであろう。たとえば、税公金の収納業務は、全国の地方自治体の帳票がそれぞれ異なること等を理由に、煩雑な紙ベースの処理が要求されている。番号制度の導入を機に、政府・地方自治体の税公金収納業務を原則電子化できれば、銀行の収納業務の効率化も期待できる。

注

- 1 現状の金融所得税制の問題点や金融所得一体課税の意義等については、中央大学法科大学院の森信茂樹教授が座長を務める「金融税制研究会」の報告書を参照した

著者

山崎大輔（やまざきだいすけ）
金融戦略コンサルティング部上級コンサルタント
専門は金融機関の事業戦略、マーケティング、業務分析および政策金融・金融制度に関する分析